第**8**回

定時株主総会 招集ご通知



2023年12月21日 (木曜日) 午前10時



東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング TKP新橋カンファレンスセンター 14階 ホール14A

決議事項

議案 取締役5名選任の件



株式会社インバウンドプラットフォーム

証券コード:5587

株主各位

東京都港区新橋六丁目14番5号 SW新橋ビル4階 株式会社インバウンドプラットフォーム 代表取締役社長 王 伸

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますよう ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第8回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.inbound-platform.com/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年12月20日 (水曜日) 午後7時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- **1. 日 時** 2023年12月21日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号 幸ビルディング TKP新橋カンファレンスセンター 14階 ホール14A
- 3. 目的事項

報告事項 第8期(2022年10月1日から2023年9月30日まで)事業報告及び計算書 類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役5名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて いただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトににその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただく とともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいま すようお願い申しあげます。

開催日時 2023年12月21日 (木曜日) 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、 画面の案内に従って、替否を入力してください。

行使期限

2023年12月20日 (水曜日) 午後7時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する替否をご記入いただきご 送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない 場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただ きます。

行使期限

2023年12月20日(水曜日)午後7時必着

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権 行使期限 2023年12月20日 (水曜日) 午後7時まで

議決権行使 ウェブサイト

https://www.web54.net



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使 ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、 [議決権行使コード]および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。 ※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

● ご注意事項

- ① 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 午前9時~午後9時

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権 行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」 を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)	新株予約権数 (株)	
1	主 ・	2010年 4 月税理士法人トーマツ移転価格戦略コンサルティング入社 2013年 9 月 KPMG税理士法人国際事業アドバイザリー入社 2014年11月㈱エボラブルアジア (現㈱エアトリ以下同様。) 経営企画室室長就任 2015年 4 月㈱エボラブルアジア執行役員就任 2016年 8 月当社取締役就任 2016年 8 月当社代表取締役社長就任 (現任)	28,000株	149,600株	
	【取締役候補者とした理由】 王伸氏は、当社の創業初期より、当社の取締役として当社事業運営に長く携わり、2018年8月に当社代表取締役社長に就任しています。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役として当社の重要事項の決定等に十分な役割を果たすことができるため、取締役候補者としました。				
2	だけばらかとり 新原 等 (1958年10月8日生)	1993年 1月 ㈱アップルホテルズ (現㈱アップルワールド) 取締役就任 2014年 7月 ㈱アップルワールド常務執行役員就任 2015年10月 当社 (旧㈱エルモンテRVジャパン)代表取締役社長就任 2018年 8月 当社取締役就任 (現任)	一株	10,400株	
	【取締役候補者とした理由】 武原等氏は、旅行業界及びキャンピングカーレンタル事業に長く携わり、㈱アップルワールド常務執 行役員等を経て、2015年10月に当社(旧㈱エルモンテRVジャパン)代表取締役社長に就任し、 2018年8月に当社の取締役に就任しています。これらを経て得られた経験と見識に基づき、取締役と して当社の重要事項の決定、経営執行の監督に十分な役割を果たすことができるため、取締役候補者 としました。				

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)	新株予約権数 (株)
3	古 我 知 史 (1959年3月9日生)	1998年3月ウィルキャピタルマネジメント(株) 代表取締役就任(現任) 1999年1月ウィルコムズ有限会社取締役就任 (現任) 2011年3月(株)チームクールジャパン代表取締役 就任(現任) 2018年6月(株)セルム非常勤取締役就任(現任) 2018年8月当社社外取締役就任(現任) 2019年1月アリストテレスパートナーズ(株)代表 取締役就任(現任)	94,200株	5,600株
	古我知史氏は、就任後 な意見をいただいてお て豊富な知見と幅広い	た理由及び期待される役割の概要】 5年4ヶ月にわたり当社の社外取締役として公正かつります。また、上場企業を含む複数の企業の役員経験経験を有していることから、その知識・経験に基づい外取締役候補者としました。	があり、会社	注経営におい
4	^{すがわら ひるし} 菅 原 洋 (1970年3月13日生)	2006年 2月 ウィルキャピタルマネジメント(株) ヴァイスプレジデント就任 2010年 6月 大塚ホールディングス(株)社外監査役 就任 (現任) 2012年 6月 大塚製薬(株)監査役就任 (現任) 2013年10月 日本駐車場開発(株)社外取締役就任 2018年 8月 当社社外取締役就任 (現任)	47,400株	5,600株
	菅原洋氏は、 就任後 な意見をいただいてお スや事業開発等に関す	た理由及び期待される役割の概要】 5年4ヶ月にわたり 当社の社外取締役として公正かつけます。また、他の上場会社の取締役及び監査役の経る幅広い見識を有していることから、その知識・経験制待し、社外取締役候補者としました。	験があり、1	企業ガバナン

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)	新株予約権数 (株)
5	うまのままびる 宇尾野 彰 大 (1986年6月26日生)	2009年4月(㈱リクルート入社(人事を経験) 2012年12月(㈱リクルートマーケティングパートナーズへ転籍 (人事、事業開発、経営企画等を経験) 2016年3月(㈱トライフォート入社(サービス開発部長) 2018年4月(㈱ユーザベース入社(HR Director) 2019年5月合同会社事業人代表社員就任(現任) 2023年4月(㈱事業人代表取締役就任(現任) 2023年7月当社社外取締役就任(現任)	一株	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 宇尾野彰大氏は、大手企業における人事部門の要職や、会社の代表取締役等を務め、人材育成開発に対する専門的な知見及び深い経験を有していることから、これらの豊富な経験及び高度に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待し、社外取締役候補者としました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 王伸氏は、過去10年間において現在当社の親会社である㈱エアトリの業務執行者であったことがあります。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当については、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。
 - 3. 古我知史氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年4ヶ月です。
 - 4. 古我知史氏の所有株数には、同氏の資産管理会社であるウィルキャピタルマネジメント㈱及びウィルコムズ有限会社、並びに同氏が100%保有するクールジャパン投資事業有限責任組合の株式数が含まれております。
 - 5. 菅原洋氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5年4ヶ月です。
 - 6. 宇尾野彰大氏は社外取締役候補者であり、社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって5ヶ月です。
 - 7. 当社は、古我知史氏、菅原洋氏、及び宇尾野彰大氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 - 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 - 9. 上記取締役候補者の有する当社株式数及び新株予約権数は2023年11月22日現在のものであります。
 - 10. 上記取締役候補者の新株予約権数は、保有している新株予約権を行使した場合の株式数を記載しております。

以上

事業報告

(2022年10月1日から) (2023年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、昨年から続く物価高や円安により国内消費の回復に遅れも見られる中、世界的な新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束又は沈静化により、日本国内でもCOVID-19の感染症法上の位置付けが2023年5月より5類へ移行し、訪日外国人客数が急増するなどインバウンド需要の回復が顕著であります。

このような状況において、当社は2021年6月に事業領域を再整理し、ライフメディアテック事業を新設したことで、Wi-Fi事業の顧客基盤やノウハウを生かしつつ、訪日外国人及び日本在留外国人の生活シーンの利便性向上や更なる収益機会の拡大に努めてまいりました。一方で、上記COVID-19の5類移行により5月以降のPCR検査需要が大幅に減少したことに伴い、ライフメディアテック事業におけるPCR検査取次サービスに関連するソフトウエアについて減損損失(特別損失)を計上いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高2,077,284千円(前年同期比82.4%増)、営業利益335,413千円(前年同期比156.2%増)、経常利益376,735千円(前年同期比188.5%増)、当期純利益252,021千円(前年同期比160.0%増)となり、増収増益となりました。

当社の事業セグメントは大きく分けて3つあります。主に欧米を中心とした訪日旅行客と日本人顧客にWi-Fiルーターのレンタルを行うWi-Fi事業、日本在留外国人の生活サポートを行うライフメディアテック事業、そして、訪日旅行客と日本人顧客に対してキャンピングカーのレンタルを行うキャンピングカー事業の3事業を主に展開しています。

セグメント別の経営業績を示すと、次のとおりです。

① Wi-Fi事業

Wi-Fi事業では、国内法人向けのWi-Fiレンタルサービス、訪日旅行客、及び日本人海外旅行者をメインターゲットにしたWi-Fiレンタルサービスを展開しています。当事業においては、コロナ禍におけるテレワークの環境整備を背景とした通信需要が継続する中、インバウンド、アウトバウンドの需要が回復してきております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,791,331千円(前年同期比153.1%増)、セグメント利益は320,030千円(前年同期比568.2%増)となりました。

② ライフメディアテック事業

日本在留外国人、及び訪日外国人が日本で生活・旅行する上で必要なサービスは、問い合わせ先や各種手続きがバラバラで、日本語が難しい外国人にとって時間と手間がかかります。ライフメディアテック事業では、必要なサービスをWeb上で多言語で紹介し、当社に所属するコンシェルジュが導入までのご案内をサポートすることで、訪日外国人の滞在と、日本在留外国人の生活をワンストップでサポートする、生活サポートサービスを提供しています。

当事業においては、日本在留外国人への海外渡航に関連する情報等の提供サービスや手続サポートサービス等に続き、前事業年度に空港送迎の取次サービスを開始し、好調に推移いたしました。一方で、上記のとおりCOVID-19の5類移行により5月以降のPCR検査取次サービスの売上が大幅に減少しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は212,024千円(前年同期比45.1%減)、セグメント利益は24,062千円(前年同期比79.2%減)となりました。

③ キャンピングカー事業

キャンピングカー事業では、アウトバウンド取次(アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配サービス)と国内レンタカー(日本国内でキャンピングカーを自社保有し訪日旅行者及び日本人顧客への貸出サービス)を展開しております。

当事業年度に入り、インバウンドとアウトバウンドの需要が徐々に回復しております。 以上の結果、当事業年度における売上高は72,005千円(前年同期比75.8%増)、セグメント損失は8.678千円(前年は32.384千円の損失)となりました。

事業セグメント別売上高

事業セグメント	売 上 高
Wi-Fi事業	1,791,331千円
ライフメディアテック事業	212,024
キャンピングカー事業	72,005
その他	1,923

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は310,868千円で、主な投資はWi-Fi事業における端末の取得173,946千円、Wi-Fi事業の業務システムに係るソフトウエアの開発49,962千円となっております。

(3) 資金調達の状況

2023年8月30日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により総額424,819千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社では下記の事項を対処すべき課題として捉え、対応に取り組んでまいります。

① Wi-Fi事業

法人需要に加え、更なる増加が見込まれるインバウンドとアウトバウンドレンタルの訴求を強化してまいります。

- ② ライフメディアテック事業 ハイヤー会社への予約取次サービスに次ぐ新規事業の開発にも邁進してまいります。
- ③ キャンピングカー事業 国内レンタルについては、収益の継続成長を目指し、マーケティング活動に注力してまいります。
- ④ 全社に関わる事項その他

ア)優秀な人材の確保

当社は、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は、高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業務内容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図ってまいります。

イ)システム技術・インフラの強化

当社の事業は、Webサイトによる商品の販売を行っております。購入者はインターネットを利用して様々なサイトを検索・閲覧しております。当社ではお客様に選ばれるサービスの提供と、そのサービスの魅力を伝えることを目的に、Webサイトの構築に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	区分		第5期 2020年9月期	第6期 2021年9月期	第7期 2022年9月期	第8期 2023年9月期
売	上	剾	563,680 ^{千円}	945,177 ^{千円}	1,138,803 ^{千円}	2,077,284 ^{千円}
経常利]益又は経常損気	₹ (△)	△47,293 ^{千円}	122,709 ^{千円}	130,594 ^{千円}	376,735 ^{千円}
当期純	利益又は当期純損	失 (△)	△372,264 ^{千円}	95,965 ^{千円}	96,914 ^{千円}	252,021 ^{千円}
	áたり当期純利 áたり当期純損気		△96,597.17 ^円	30.97 円	30.99 円	80.02 ^円
総	資	産	734,348 ^{千円}	932,485 ^{千円}	919,352 ^{千円}	1,821,479 ^{千円}
純	資	産	121,987 ^{千円}	267,927 ^{千円}	364,842 ^{千円}	1,048,866 ^{千円}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は普通株式の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 2020年6月25日付で株式会社グローバルモバイルを吸収合併いたしました。
 3. 当社は2023年6月18日付で普通株式1株につき800株の株式分割を行っておりますが、第6期の期 首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社への出資比率	主要な事業内容
株式会社エアトリ	1,782,693 ^{千円}	66.4 [%]	オンライン旅行事業

② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(2023年9月30日現在)

当社は、訪日旅行客・日本在留外国人へのサービス提供を主として事業展開を行っております。事業セグメントは大きく分けて3つあり、訪日旅行客、海外旅行及び国内法人向けにWi-Fiルーターのレンタルを行うWi-Fi事業、日本在留外国人及び訪日外国人に対して各種サポートを行うライフメディアテック事業、キャンピングカーのレンタルを行うキャンピングカー事業の3事業を主に展開しています。

事業セグメント	主 要 サービス			
Wi-Fi事業	Wi-Fiルーターのレンタル事業を行っております。主に、訪日旅行客向けの Webサイト「Japan Wireless」、国内法人や海外旅行客向けのWebサイト [Global Mobile] を運営しております。			
ライフメディアテック事業	日本在留外国人への海外渡航関連情報の提供、医療・検査等の手続サポート等業務を行う「Clinic Nearme」、多言語で空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次を行う「Airport Taxi」、また訪日旅行客向けeSIMサービスの「Japan Wireless eSIM」を展開しております。			
キャンピングカー事業	アウトバウンド取次(アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配サービス)と国内レンタカー(日本国内でキャンピングカーを保有し訪日旅行者 及び日本人顧客への貸出サービス)を展開しております。			

(8) 主要な営業所及び工場(2023年9月30日現在)

名称	所 在 地
本 社	東京都港区新橋六丁目14番5号 SW新橋ビル4階
船橋営業所	千葉県船橋市山手一丁目2番7号

(9) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

名 称	従 業 員 数	前期末比増減
本 社	58名	20名增
船橋営業所	3	0

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者 (パートタイマー、アルバイト) を除いております。

(10) 主要な借入先 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	172,614千円
株式会社日本政策金融公庫	93,772千円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,505,600株

(2) 発行済株式の総数 3,382,400株

(3) 株主数 1,627名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エアトリ	2,247,200 ^株	66.4%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	147,200 ^株	4.3*
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	106,600 ^株	3.1%
クールジャパン投資事業有限責任組合	87,000 ^株	2.5%
永井 崇久	50,000 ^株	1.4%
株式会社SBI証券	48,400 ^株	1.4%
菅原 洋	47,400 ^株	1.4%
楽天証券株式会社	34 , 400 ^株	1.0%
日本証券金融株式会社	31,400 ^株	0.9%
林修三	29,000 ^株	0.8%

(5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
 - ア 第1回新株予約権

2018年9月28日の株主総会及び2018年9月28日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき340,800円
- ③ 新株予約権の行使条件
- (i) 新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、新株予約権 を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。た だし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場 合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失 した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。
- (ii) 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合(本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
- (iii) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- (iv) 本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使 に係る権利行使価額の合計が年間1,200万円を超えて、本新株予約権を行使すること はできない。
- (v) 当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。
- (vi) その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日から2028年9月27日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	235個	普通株式188,000株	2名
社外取締役	14個	普通株式11,200株	2名
監査役	O個	_	0名

(注) 2023年6月18日付で行った普通株式1株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

イ 第2回新株予約権

2018年12月25日の株主総会及び2018年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき340.800円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - (i) 新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、新株予約権 を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。た だし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場 合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失 した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。
 - (ii) 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合(本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (iii) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
 - (iv) 本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計が年間1,200万円を超えて、本新株予約権を行使することはできない。
 - (v) 当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。
 - (vi) その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ④ 新株予約権の行使期間 2021年1月1日から2028年11月25日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	20個	普通株式16,000株	1名
社外取締役	O個	_	0名
監査役	O個	_	0名

(注) 2023年6月18日付で行った普通株式1株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

ウ 第3回新株予約権

2018年12月25日の株主総会及び2018年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき340.800円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - (i) 新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、新株予約権 を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。た だし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場 合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失 した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。
 - (ii) 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合(本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (iii) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

- (iv) 当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。
- (v) その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2021年1月1日から2028年11月25日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	O個	_	0名
社外取締役	O個	_	0名
監査役	12個	普通株式9,600株	1名

(注) 2023年6月18日付で行った普通株式1株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数|及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

工 第5回新株予約権

2023年5月18日の株主総会及び2023年5月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 株式公開時の公募価格
- ③ 新株予約権の行使条件
 - (i) 新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、新株予約権 を行使する時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。た だし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場 合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失 した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。
 - (ii) 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合(本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。)、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (iii) 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
 - (iv) 当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。
 - (v) その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契

約に定めるところによる。

- ④ 新株予約権の行使期間 2023年5月19日から2030年8月27日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役(社外取締役を除く)	O個		0名
社外取締役	O個	_	0名
監査役	5個	普通株式4,000株	1名

- (注) 2023年6月18日付で行った普通株式1株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数1及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社使用人に職務執行の対価として交付した新株予約権等は、(1) エに記載の第5回新株予約権のとおりであり、その区分別合計は下記のとおりであります。

・当社従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権等の区分合計

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	15個	普通株式12,000株	5名

(注) 2023年6月18日付で行った普通株式1株を800株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数|及び「新株予約権の行使価額」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
王 伸	代表取締役社長	_
武 原 等	取締役	_
原 隆之	取締役CFO	_
古我知史	取締役	ウィルキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役 ウィルコムズ有限会社 取締役 株式会社チームクールジャパン 代表取締役 株式会社セルム 非常勤取締役 アリストテレスパートナーズ株式会社 代表取締役
菅 原 洋	取締役	大塚ホールディングス株式会社 社外監査役 大塚製薬株式会社 監査役
宇尾野 彰 大	取締役	合同会社事業人 代表社員 株式会社事業人 代表取締役
宮川竜一	監査役(常勤)	_
生田目 克	監査役	株式会社アウトソーシング 社外取締役
三 神 拓 也	監査役	三神公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役古我知史氏、菅原洋氏及び宇尾野彰大氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役宮川竜一氏、生田目克氏及び三神拓也氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役古我知史氏、菅原洋氏及び宇尾野彰大氏、監査役宮川竜一氏、生田目克氏及び三神拓也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役三神拓也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査役生田目克氏は、富士紡ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しておりましたが、202 3年6月29日をもって退任しております。
 - 6. 吉田毅氏は、2023年6月16日付で取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はアクセラ株式会社の代表取締役社長、及び株式会社10×のHR本部長でした。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事中があります。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その概要は、取締役の報酬は、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準及び経営内容を参考にした適正な水準とすることを基本方針としています。当社の取締役の報酬は基本報酬のみで構成されており、基本報酬は、原則として月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて、経済や社会の情勢、他社の動向等を踏まえ、役員報酬規程の定めに基づき、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、独立役員委員会の意見を踏まえて決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、2020年12月17日開催の取締役会において決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年9月28日開催の定時株主総会において年額3億円以内と 決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。監査役の 報酬限度額は、2018年9月28日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いた だいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長王伸が取締役の個人別の報酬額の 具体的内容を決定しております。その権限の内容は各取締役の基本報酬の額を当社の定める 方針に基づき決定することであり、権限を委任した理由は、各取締役の評価を行うには当社 全体の業績を俯瞰している代表取締役社長が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の総額 報酬等の種類別の総額 (千円)			
12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12.	(千円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (人)
取締役 (うち社外取締役)	35,718 (3,400)	35,718 (3,400)	(-)	(-)	7 (4)
監査役 (うち社外監査役)	12,293 (12,293)	12,293 (12,293)	(-)	(_)	(3)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

役 職	氏	名	,	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等と当社との関係								
					ウィルキャピタルマネジメント株式会 社 代表取締役	ウィルキャピタルマネジメント株式会社 は、当社株主であります。							
	t外取締役 古 我 知 史		〕史	ウィルコムズ有限会社 取締役	ウィルコムズ有限会社は、当社株主であ ります。								
社外取締役				知 史	知 史	知 史	知 史	知 史	知 史	知 史	知 史	知 史	知 史
				株式会社セルム 非常勤取締役									重要な取引その他の関係はありません。
					アリストテレスパートナーズ株式会社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。							
社外取締役	菅 原		洋	大塚製薬株式会社 監査役	重要な取引その他の関係はありません。								
ナーム HTV 第20	中民邸	彰		±⁄ ⊥	合同会社事業人 代表社員	重要な取引その他の関係はありません。							
1171以前1又	社外取締役 宇尾野 		大	株式会社事業人 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。								
社外監査役	三神	拓	也	三神拓也公認会計士事務所 代表	重要な取引その他の関係はありません。								

② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社との関係

役	战 氏	名	兼職先及び兼職内容	当該他の法人等と当社との関係
社外取締犯	党 菅 原	洋	大塚ホールディングス株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査征	生田目	克	株式会社アウトソーシング 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名		氏 名			主な活動状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古 扫	3 知	史	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者 としての観点で必要な発言を行っております。		
社外取締役	菅原	京	洋	当期開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき大会社及びグローバル企業の役員としての豊富な経験に基づく企業ガバナンスの観点やインバウンド事業に関する豊かな知見に基づき必要な発言を行っております。		
社外取締役	宇尾雪	多彰	大	社外取締役就任後開催の取締役会全てに出席し、議案審議等につき、組織 における人材育成等及び経営に関する専門的な知見及び深い経験に基づき 必要な発言を行っております。		
常勤社外監査役	宮ノ	竜	_	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、常勤監査役として、また弁 護士としての専門的な知見及び深い経験に基づき必要な発言を行っており ます。		
社外監査役	生田目	3	克	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、大会社の役員として豊富な 経験に基づく企業ガバナンスの観点に基づき必要な発言を行っております。		
社外監査役	三礻	申拓	也	当期開催の取締役会、監査役会全てに出席し、公認会計士としての専門的 な立場から適宜必要な発言を行っております。		

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,480千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の 職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかにつ いて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると認めたものであります。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと 認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議 案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則 第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方 針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりです。

1 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための 体制

法令遵守を企業活動の前提と位置付け、全ての取締役及び使用人に対しコンプライアンス意識の周知徹底とこれに準拠した行動の実践を積極的に推進する。

コンプライアンス規程を制定し、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査役へ報告する。

また、当社は、取締役及び使用人へのコンプライアンス研修・啓発を定期的に実施していくとともに、内部通報制度を整備する。

コンプライアンスに関する内部監査あるいはモニタリングを実施する体制・仕組みを整備し運用する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程等に従い、文書又は電磁媒体に記録し保存する。

文書の保存、管理、廃棄は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書管理規程による。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内の総合的なリスク管理を推進するため、リスク管理に必要な社内規則類やマニュアルを整備する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、取締役会に報告する。

機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うため、その重要性及び取扱い方法の浸透・徹底を図るため研修及び啓発を実施する。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は定款及び取締役会規則に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。

事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的(月次、四半期、半期、年間)に 進捗を確認の上、必要な対策や見直しを行う。

経営上及び業務執行上の重要事項について、適宜協議・検討を行う。

<u>5 当社並びに親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため</u> の体制

当社の業務の適正を確保するため、グループ間取引の適正性に配慮し、当社の利益を毀損しないよう、適宜取締役会による承認又は取締役会への報告を行うものとする。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用 人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査職務を円滑に遂行するために適切な使用人を配置する。

- 7 第6項の当該使用人と取締役の独立性に関する事項
 - 当該使用人と取締役の独立性を確保するために、監査役は当該使用人の人事について事前に報告を受け、必要に応じて変更を申し入れることができる。
- 8 第6項の当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項 監査役の職務を補助すべき当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査が効率的に遂 行できるよう協力する。
- 9 当社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。

10 第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう に、適正な運用体制を整備する。

11 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

12 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保するとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに関する事項、内部監査 の結果等を適時、監査役へ報告する。

取締役又は使用人は監査役規則に基づく監査活動が実効的に行われることに協力する。

- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - (1) の方針に基づき、監査役及び当社内部監査担当者を中心に内部統制システムが有効に機能する体制の構築をしております。
- (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元も重要な経営課題として認識しております。現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

⁽注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借 対照表

(2023年9月30日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科		金額
(資産の部)		(負 債	の 部)	
流 動 資 産	1,280,753	流 動 負	負 債	558,063
現金及び預金	1,204,026	買類	金	87,965
売 掛 金	42,799	1年内返済予定	2の長期借入金	61,890
貯 蔵 品	4,804	未払	金金	53,484
前 払 費 用	20,847	未払	費用	45,347
そ の 他	8,274	未 払 法	人 税 等	110,962
		契約	負 債	170,161
固 定 資 産	540,725	預 /	金	11,012
有 形 固 定 資 産	292,764	₹ 0) 他	17,239
建物 (純額)	43,775	固 定 負	負 債	214,550
構築物(純額)	365	長 期 借	計 入 金	204,496
車 両 運 搬 具 (純 額)	4,246	₹ 0) 他	10,054
工具器具及び備品 (純額)	8,239	負債	772,613	
レンタル資産(純額)	236,137	(純 資 産	の 部)	
無 形 固 定 資 産	191,235	株 主 資	本	1,048,866
ソフトウェア	94,350	資本	金	337,317
ソフトウエア仮勘定	96,884	資 本 剰	余 金	496,817
投資その他の資産	56,725	資 本	準 備 金	406,067
敷 金	18,076	その他資	本 剰 余 金	90,750
差 入 保 証 金	29,128	利 益 剰	余 金	214,731
繰 延 税 金 資 産	8,773	その他利	益 剰 余 金	214,731
そ の 他	748	繰 越 利	益 剰 余 金	214,731
		純 資 産	合 計	1,048,866
資 産 合 計	1,821,479	負債・純貧	資産合計	1,821,479

損益計算書

(2022年10月 1 日から) 2023年 9 月30日まで)

(単位:千円)

		科				金	額
売		上		高			2,077,284
売		上	原	価			841,092
	売	上	総	利	益		1,236,191
販	売	費 及 び	一般管理	費			900,778
	営	業	利		益		335,413
営		業外	収	益			
	受	取利息	見及び	配当	金	6	
	補	助	金	収	入	52,781	
	受	取	補	償	金	3,818	
	そ		の		他	73	56,679
営		業外	費	用			
	支	払	利		息	1,043	
	為	替	差		損	458	
	上	場	関連	費	用	13,830	
	そ		の		他	24	15,357
	経	常	利		益		376,735
特		別	損	失			
	古	定資	産 除 売	却	損	246	
	減	損	損		失	20,427	20,674
	税	引 前	当 期 糾		益		356,060
	法	人 税、 住	民 税 及 ひ		税		106,786
	法	人 税	等 調	整	額		△2,747
	当	期	純	利	益		252,021

株主資本等変動計算書

(2022年10月 1 日から) 2023年 9 月30日まで)

(単位:千円)

		株主資本				
	資本金		資本剰余金			
	貝쑤亚	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	121,315	190,065	90,750	280,815		
当期変動額						
新株の発行	216,001	216,001		216,001		
当期純利益						
当期変動額合計	216,001	216,001	_	216,001		
当期末残高	337,317	406,067	90,750	496,817		

(単位:千円)

	利益乗	則余金		/北次立 ヘ =	
	その他利益剰余金	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	株主資本合計	純資産合計	
	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	△37,289	△37,289	364,842	364,842	
当期変動額					
新株の発行			432,003	432,003	
当期純利益	252,021	252,021	252,021	252,021	
当期変動額合計	252,021	252,021	684,024	684,024	
当期末残高	214,731	214,731	1,048,866	1,048,866	

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品……先入先出法
- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

3~15年 建物 構築物 10年 車両運搬具 15年 3~15年 丁具、器具及び備品 2~10年 レンタル資産

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウエア 3~5年

- 3. 引当金の計ト基準
 - (1) 貸倒引当金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する、各事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。

(1) レンタルに係る収益

レンタルに係る収益には、主にWi-Fi端末のレンタル、キャンピングカーのレンタルが含まれ、これらの取引は貸与期間に応じて履行義務が充足されると判断し、貸与期間に応じて収益を認識しております。

(2) サービスの取次に係る収益

サービスの取次に係る収益には、主に空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次業務が含まれ、取次先のサービス提供時点において、当社の履行義務が充足されると判断し、 当該時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建金銭債権債務 … 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月 17日。以下 「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額 減損損失計上額	
有形固定資産	292,764千円	_
無形固定資産	191,235千円	20,427千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は「Wi-Fi事業」、「ライフメディアテック事業」、「キャンピングカー事業」を営むために、Wi-Fi端末、キャンピングカー、及び取次業務に関連するシステムなどの資産を保有しております。原則として、当社のセグメント単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングをしております。各資産グループにおける営業損益の悪化が生じた場合に減損の兆候を識別しており、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された各資産グループの将来計画を基礎としており、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額

210.751千円

損益計算書に関する注記

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

1. 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都	PCR検査取次サービス資産	ソフトウエア

2. 減損損失を認識するに至った経緯

PCR検査取次サービス資産の収益性の低下により、将来の回収可能性を検討した結果、当初予想したキャッシュ・フローが見込めなくなったため、減損損失を計上しております。

3. 減損損失の金額

ソフトウエア	20,427千円
合計	20,427千円

4. 資産グルーピングの方法

原則として当社のセグメント単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については当該資産単位でグルーピングしております。

5. 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。正味売却価額については売却予定価格等により算定し、使用価値については将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。ただし上記資産については営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがゼロであるため、回収可能価額をゼロとして、その帳簿価額の全額を減損処理しております。

(補助金収入)

ライフメディアテック事業における新規サービス開発などを目的に申請し、採択された事業 再構築補助金60百万円を第3四半期に補助金収入として計上しております。一方、当該事業再 構築補助金の対象サービス領域について、制度に則り算出した収益納付額7百万円を第4四半期 に納付し、当該納付額を補助金収入として減額計上しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式

3,382,400株

- 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数該当はございません。
- 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額該当はございません。
 - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当はございません。
- 4. 当事業年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数該当はございません。
- 5. 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 304,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

減損損失	18,810千円
資産除去債務	3,079千円
保険積立金	1,401千円
その他	2,820千円
繰延税金資産小計	26,111千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△14,702千円
評価性引当額小計	△14,702千円
繰延税金資産合計	11,408千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△2,635千円
繰延税金負債合計	△2,635千円
繰延税金資産純額	8,773千円

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社及び各営業所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに 晒されております。

差入保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で12年以内であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとして おります。

- ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新する とともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(※1)	266,386	259,233	△7,153
負債計	266,386	259,233	△7,153

- (※1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含みます。
- (※2)「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,204,026	_	_	_
売掛金	42,799	_	_	_
合計	1,246,826		_	_

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	61,890	39,558	29,760	29,760	29,760	75,658
合計	61,890	39,558	29,760	29,760	29,760	75,658

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

		報告セク	マの仏	₩₩₩₩₩		
	Wi-Fi事業	ライフメデ ィアテック 事業	キャンピン グカー事業	計	その他 (注)	損益計算書 計上額
売上高						
一時点で移転 される財又は サービス	13,988	162,222	6,117	182,329	1,923	184,252
ー定の期間に わたり財をは れる対 ービス	1,777,342	49,801	65,887	1,893,031	_	1,893,031
顧客との契約 から生じる収 益	1,791,331	212,024	72,005	2,075,360	1,923	2,077,284
その他の収益	_	_	_	_	_	_
外部顧客への売上高	1,791,331	212,024	72,005	2,075,360	1,923	2,077,284

⁽注)「その他」の区分は収益を獲得していない、又は付随的な収益を稼得するに過ぎない構成 単位のものであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報 「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位:千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	25,354
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	42,799
契約負債(期首残高)	76,522
契約負債(期末残高)	170,161

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しており、契約資産はありません。

契約負債は主に、Wi-Fiレンタルサービス契約における顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り(契約負債の増加)と、収益認識(同、減少)により生じたものであります。なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産

310円 9銭

1株当たり当期純利益

80円 2銭

(注) 当社は2023年6月18日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年11月15日

株式会社インバウンドプラットフォーム 取締役会 御中

三優監査法人東京事務所

指定社員 業務執行社員

公認会計十 野村 聡

指定社員

業務執行社員

公認会計士 米林 喜一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インバウンドプラットフォームの2022年10月1日から2023年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断され る。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め られるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書におい て計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切で ない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報 告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続でき なくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月17日

株式会社インバウンドプラットフォーム 監査役会

常勤社外監査役

宮川竜一印

社外監査役

生 田 目 克印

社外監査役

三神拓 也即

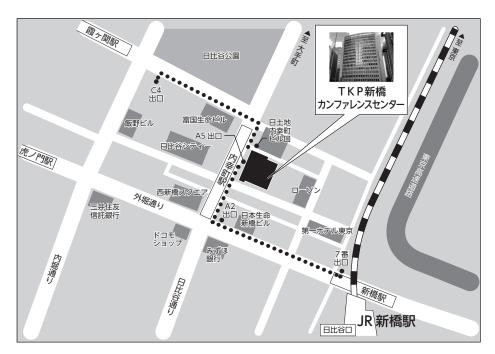
以上

第8回定時株主総会会場ご案内図

会場:東京都千代田区内幸町1丁目3番1号 幸ビルディング

TKP新橋カンファレンスセンター 14階 ホール14A

TEL: 03-5510-1351



〔最寄り駅からのご案内〕

- ●都営三田線「内幸町駅」A5出口 徒歩1分
- ●JR山手線/京浜東北線/東海道本線/横須賀線「新橋駅」日比谷口 徒歩7分
- ●東京メトロ銀座線/都営浅草線「新橋駅」7番出口 徒歩7分
- ●東京メトロ日比谷線/丸ノ内線/千代田線「霞ケ関駅」C4出口 徒歩8分
- ◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。